

久留米市新規相談支援事業所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で不足する相談支援事業所の開業を促進し、サービス等利用計画の策定を加速する環境を整備し、障害福祉サービスの利用及び扶助費の適正化を図ることを目的とし、相談支援事業所及び障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するため、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）及び久留米市障害福祉サービス等利用計画作成促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、実施要綱第12条の規定に基づき、事業の利用決定を受けた相談支援事業所とする。

(補助の交付対象)

第3条 補助の対象経費は、相談支援事業所を運営するために必要な家賃とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付対象としない。

- (1) 相談支援事業所を運営するための建物等が当該相談支援事業所を運営する法人（以下「法人」という。）が所有する物件等であり、家賃負担が生じないとき。
- (2) 法人及びその代表者に市税の滞納があるとき。

(交付の対象期間)

第4条 交付の対象期間は、通算で最長12か月間とする。ただし、年度ごとに必要な補助金交付申請を行い、交付決定を受けるものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助の額は、基準額（一月当たり60,000円を上限とする）と相談支援事業所が支出する家賃額を比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じた金額とする。ただし、算出額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定に基づく交付申請は、交付決定を希望する前々月の16日（当該日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める休日の場合はその翌日）までに行うものとし、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次の各号に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃支払い予定額が確認できる書類（契約書等）の写し
- (2) 法人の役員全員を記載した役員名簿（規則第14号様式）
- (3) 法人及びその代表者に市税の滞納がない旨の証明書
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

（実績報告）

第7条 規則第15条に基づく実績報告は、実績報告書（規則第10号様式）に次の各号に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支払った家賃の額が確認できる書類（銀行口座通帳等）の写し
- (2) 請求実績表（別紙様式1）
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。